

ガス導管事業者の 託送収支の事後評価について

第 1 1 回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2 0 2 2 年 2 月 1 6 日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

(空白)

ガス導管事業者の2019年度託送収支事後評価のフォローアップについて

- ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価においては、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を2020年11月に実施し、超過利潤累積額が一定水準を超過した、又は乖離率が-5%超過した事業者の抽出等を行った。
- また、追加的な分析・評価として、2021年10月に、法令に基づく事後評価（フロー管理）において乖離率が-5%を超過し、すでに料金改定を終えた会計年度4-3月事業者（計12社）について、料金改定の届出内容の確認を行った結果、うち2社においては内容が妥当とは言い切れないとされた。
- 今般、この2社についての期中の実績確認を行う（2021年10月に会計年度1-12月事業者について行った確認と同様の確認を、今般、会計年度4-3月事業者に対して行うもの）。

	2020年		2021年				2022年
	11月（第4回会合）	12月	2月（第6回会合）	3月		10月（第8回会合）	2月（今回）
会計年度1-12月事業者	法令に基づく事後評価 以下の事業者の抽出、聴取・確認を実施 ・超過利潤累積額一定水準超過（ストック管理） ・乖離率-5%超過（フロー管理）	料金改定届出	追加的な分析・評価 乖離率-5%超過の事業者の料金改定届出内容確認			追加的な分析・評価 料金値下げの内容が妥当と言い切れない事業者の2021年度期中の実績確認	
会計年度4-3月事業者						追加的な分析・評価 乖離率-5%超過の事業者の料金改定届出内容確認	追加的な分析・評価 料金値下げの内容が妥当と言い切れない事業者の2021年度期中の実績確認

ガス導管事業者の2020年度託送収支事後評価について

- ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価においては、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を昨年11月に実施し、超過利潤累積額が一定水準を超過した、又は乖離率が-5%超過した事業者の抽出等を行った。
- 今般、追加的な分析・評価として、法令に基づく事後評価（フロー管理）において乖離率が-5%を超過し、すでに値下げ届出を行った会計年度1-12月事業者（計2社）について、料金改定の届出内容の確認を行う。

	2021年		2022年					2023年	
	11月（第10回 会合）	12 月	2月（今回）	3月		10月頃			2月頃
会計 年度 1-12月 事業者	法令に基づく事後 評価 以下の事業者の 抽出、聴取・確認 を実施 ・超過利潤累積 額一定水準超 過（ストック管 理） ・乖離率-5%超 過（フロー管理）	料金 改定 届出	追加的な分析・ 評価 乖離率-5%超 過の事業者の料 金改定届出内容 確認			追加的な分析・評価 料金値下げの内容が妥当 と言い切れない事業者の 2021年度期中の実績確 認（該当あれば）			
会計 年度 4-3月 事業者				料金 改定 届出		追加的な分析・評価 乖離率-5%超過の事業 者の料金改定届出内容 確認			追加的な分析・評価 料金値下げの内容が妥 当と言い切れない事業者 の2021年度期中の実績 確認（該当あれば）

**1. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないと
された会計年度4-3月事業者の
2021年度の期中における実績確認
(2019年度事後評価に係るもの)**

**2. 乖離率がー5%を超過した
会計年度1-12月事業者の
料金改定届出内容の確認
(2020年度事後評価に係るもの)**

(参考) ガス導管事業者の託送収支の事後評価 (2020年11月18日)

- 電力・ガス取引監視等委員会（2020年11月18日開催）において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2019年度託送収支の事後評価を行うことが決定された。

1. 趣旨

ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価について、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施することとする。（2020年11月11日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあったところ。）

また、追加的な分析・評価として、ストック管理・フロー管理の確認の結果、値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行うこととする。

2. 進め方

1) 対象事業者

託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全147社）

2) 評価内容

- 料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - ①法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
 - ②追加的な分析・評価

(参考) 事後評価の対象事業者について

第4回料金制度専門会合
(2020年11月30日)
資料4より抜粋

- 全国のカス導管事業者 (220社※1) のうち、託送供給約款を策定している等の事業者 (147社) について、2019年度収支状況を評価する。

	一般ガス導管事業者 (193)	特定ガス導管事業者 (27)
事後評価の対象 (147社)	託送供給約款あり (123)	託送供給約款あり (23)
	託送供給約款なし (70) ※2	供給条件の届出あり (1)
		上記以外 (3)

- ※1 2019年度に事業を実施した事業者数 (2019年度に事業を実施したが、事業譲渡や合併により、2020年11月11日時点において事業を行っていない事業者を除く。)
- ※2 ガスメーター取付数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。
- ※3 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

(参考) 本年度の評価の進め方 (法令に基づく事後評価)

第4回料金制度専門会合
(2020年11月30日)
資料4より抜粋

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「一定水準額」を超えている事業者を抽出する。（ストック管理）
- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率が、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「－５％」を超えている事業者を抽出する。（フロー管理）
- 上記事業者について、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるかを聴取する。また、フロー管理において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを確認する。
- なお、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告するとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する、当委員会の意見を回答する予定。

(参考：2020年11月18日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

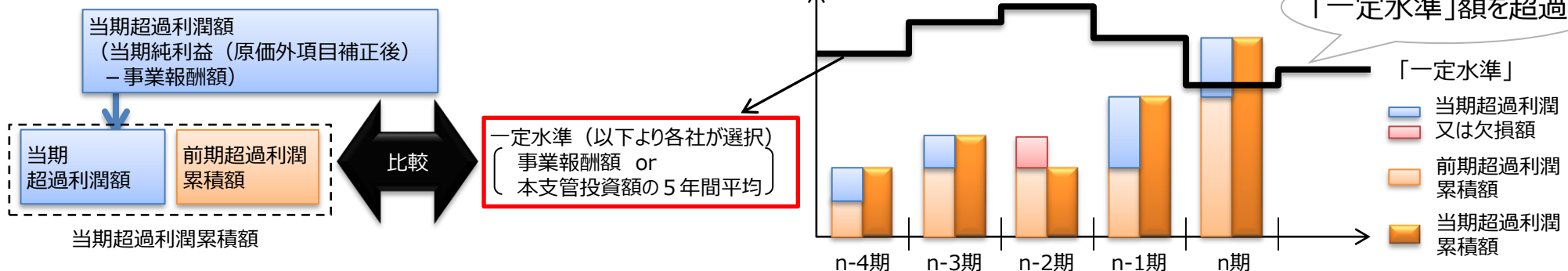
- 各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

第4回料金制度専門会合
(2020年11月30日)
資料4を一部加工

- 2019年度託送収支にて、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合、また、想定単価と実績単価の乖離率が－5 %を超過した場合は、原則として、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出等が行われない場合には、変更命令が発動される。

<ストック管理方式>

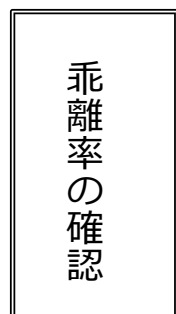


当期超過利潤累積額が、「一定水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更命令を発動** (※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合は、n + 2年度の開始日までに料金の値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n + 1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

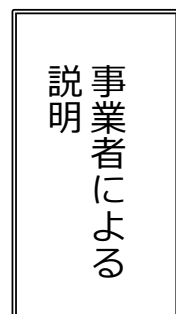
<フロー管理方式>

【STEP 1】



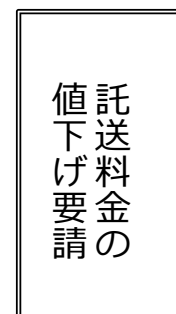
想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】



現行の託送料金水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】



一定の乖離率（マイナス5 %）を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な料金の値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動 (※2)

変更命令の発動

(※2) 原価算定期間（原則3年）等が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。9

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 事後評価の対象事業者のうち、7社（JERA（四日市コンビナート）、南遠州PL、秋田県天然瓦斯輸送、小千谷市、中部電力ミライズ、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区））については、2019年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。また、26社（東部ガス（秋田地区）、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス、ガスネットワーク吉田、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス、JERA（四日市コンビナート）、由利本荘市、小千谷市、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、広島ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる－5%を超過した。
- これらの事業者については、それぞれ、以下のとおり対応することが適当である。
 - ① 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる－5%を超過した事業者のうち、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。
 - ② ①の4社を除く事業者については、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。
 - ③ ただし、②の事業者のうち、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した南遠州PLについては、工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、耐用年数により分割して整理する旨の事業者ルールを設定（ガス事業託送供給収支計算規則第6条）した上で、再公表された託送収支において、超過利潤累積額が、一定水準額を超過しない場合には、変更命令の対象外とする。
- なお、南遠州PLでの事例を鑑み、特定ガス導管事業者における託送収支計算書の作成にあっては、一般ガス導管事業者と同様の制度的措置を速やかに講じることが適当である。

※2021年1月1日：東部ガス（秋田地区）、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス及びガスネットワーク吉田

2021年4月1日：JERA（四日市コンビナート）、南遠州PL、由利本荘市、小千谷市、中部電力ミライズ、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送

2022年4月1日：秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）

(参考) 前回会合の御指摘事項

- 前回会合（2020年11月30日）において、乖離率が－5 %を超過した事業者の料金改定届出の内容等について確認すべきとの御指摘をいただいた。

委員からの御指摘事項

- 今後の値下げ届出に関して1点申し上げたいと思います。値下げが届出制になっているので、値下げが出されればそれを基本的には受け取るだけということだと思いますが、この制度は、ちょうど20年前の第2次の電力・ガスの制度改正のときに、小売料金に関して取り入れられた制度だと思います。
- その趣旨は、基本的には、合理化・コスト効率化を事業者がやり、全て値下げで吐き出せとなれば効率化に対してのインセンティブが働かないので、頑張った分は、一部は値下げに回して消費者に還元し、一部は内部に取り込んで利益の拡大、内部留保に使っていいですよということであり、お互いウィン・ウインの関係を構築していきましょうという趣旨で取り入れられ、それがこのガスの導管の託送収支の託送料金についても引き継がれているものだとは私は理解しています。
- したがって、届出が終わった後に内容を取りまとめて出していただけるということですが、まず、**なぜ乖離が起きているのかという原因の分析であったり、その内容に比べて値下げの幅が制度の趣旨に照らして適正なものなのかというのを確認したい**と思いますので、そこを取りまとめを事務局にはしっかりとお願いしたいと思いますし、当然事業者はそういう制度の趣旨を理解して届出をされると思いますが、そこまでの間に、事務局ともよくコミュニケーションをとっていただきたいというふうに思います。（圓尾委員）

(参考) ①. 新料金における需要量の妥当性の確認

第8回料金制度専門会合（2021年10月13日）
資料4より抜粋

- 今般の料金改定において、新料金における想定需要量が、2017～2019年度の需要量実績や今後の需要量見込みを考慮した数字となっているかを確認した。
- 事業者から聴取した情報をもとに事務局で分析したところ、第6回の本会合（2021年2月1日）で確認を行った会計年度1～12月事業者のように、2017～2019年度実績や2020年度実績見込みが2017～2019年度想定を上回るにもかかわらず、新料金の想定需要量を2017～2019年度想定と同一にしているような事業者はおらず、各社ともおおむね妥当な想定と考えられる。

妥当性	事業者名	需要量（千m ³ ）			
		2017～2019年度の 想定3年平均	2017～2019年度の 実績3年平均	2020年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
妥当と考えられる （11社）※1	JERA （四日市）	※2 109,062	※2 105,948	113,376	※3 172,140
	由利本荘市	7,934	8,764	8,571	※4 8,498
	小千谷市	15,507	16,576	16,576	17,063
	小田原ガス	44,428	55,813	52,000	50,089
	北日本ガス	87,208	91,300	82,394	82,053
	東日本ガス	47,209	45,785	46,612	45,354
	中部電力 ミライズ	※2 228,994	※2 252,734	236,834	236,331
	水島ガス	43,009	49,209	45,962	49,964
	筑紫ガス	25,240	29,742	29,247	30,910
	鳥栖ガス	16,185	19,007	20,699	21,294
	九州ガス圧送	4,942	3,483	5,876	7,783

※1 新料金の想定需要量が2020年度の需要量実績見込みを上回る事業者6社。新料金の想定需要量が2020年度実績見込みを下回るが、新料金の想定需要量と2020年度実績見込みの差又は新料金の想定需要量と2017～2019年度実績3年平均の差が極めて少ない（1%以内）事業者及び旧料金の需要増が一過性である事業者5社。

※2 2019年度当初から料金改定をしたJERA及び中部電力ミライズにあっては、2019年度分1年の値。

※3 新料金の原資算定期間を1年としているJERAにあっては、「新料金の想定需要量」は1年で算出しているため、1年の値。

※4 新料金の原資算定期間を2年としている由利本荘市にあっては、「新料金の想定需要量」は2年で算出しているため、2年平均の値。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

(参考) ② - 1. 新料金における費用の妥当性の確認

第8回料金制度専門会合（2021年10月13日）
資料4より抜粋

- 今般の料金改定において、新料金における想定費用が、2017～2019年度の実績費用や今後の費用見込みを考慮した数字となっているかを確認した。
- 事業者から聴取した情報をもとに事務局で分析したところ、9社においては妥当な想定費用と考えられるが、2社においては今後の費用見込みを新料金における想定費用に反映できていない可能性があるため、これら2社について、更に詳細な確認を行った（次頁参照）。

妥当性	事業者名	費用（千円）			
		2017～ 2019年度の 想定3年平均	2017～ 2019年度の 実績3年平均	2020年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
妥当と考えられる (9社) ※1	JERA(四日市)	※3 65,898	※3 -12,153	-13,975	※4 40,894
	由利本荘市	436,597	392,939	384,421	※5 364,761
	小千谷市	622,573	606,977	583,705	614,842
	小田原ガス	1,997,290	2,151,358	1,909,000	2,068,431
	中部電力ミライズ	※3 569,996	※3 433,885	363,119	319,897
	水島ガス	793,756	784,850	800,287	770,935
	筑紫ガス	1,048,357	1,106,684	1,162,615	1,206,311
	鳥栖ガス	401,231	422,875	535,827	480,943
	九州ガス圧送	53,746	29,108	56,481	62,420
確認が必要 (2社) ※2	北日本ガス	2,204,543	2,028,740	2,062,743	2,039,697
	東日本ガス	3,132,575	2,772,617	2,870,000	2,985,170

※1 総括原価方式により値下げを行った事業者9社については、より精緻に算定されたと考えられる。

※2 届出上限値方式により値下げを行った事業者であって、旧料金において実績費用が想定費用を下回り、且つ、新料金の想定費用が、2017-2020年度実績（見込み）の平均を上回る事業者が2社。

※3 2019年度当初から料金改定をしたJERA及び中部電力ミライズにあつては、2019年度分1年の値。

※4 新料金の原資算定期間を1年としているJERAにあつては、「新料金の想定費用」は1年の値。

※5 新料金の原資算定期間を2年としている由利本荘市にあつては、「新料金の想定費用」は2年で算出しているため、2年平均の値。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

(参考) ②－ 2. 費用について詳細確認が必要な事業者の値下

- 今後の費用見込みを新料金における想定費用に反映できていない可能性がある2社については、届出上限値方式を選択し、値下げを行った。同方式を選択した場合、料金引下げ原資が小さい場合には、新料金において、引き続き、想定費用が適正化されない可能性がある。
- そこで、2社の料金引下げ原資が小さいかどうかを確認するため、旧料金のずれ（想定－実績）と料金引下げ原資を比較した。
- その結果、2社とも、旧料金のずれに比べ、今回の料金引下げ原資が小さいことが確認されたため、その合理性について聴取したところ、理由は以下のとおり。
- 各社からの説明について、どのように考えるか。

事業者名	費用（千円）				
	旧料金の 想定	旧料金の 実績	旧料金の ずれ (想定－実績)	今回届出の 料金引下げ 原資	今回届出の料金引下げ原資が旧料金のずれを下回る合理的な理由 (事業者説明)
北日本ガス	6,613,630	6,086,221	527,409	158,909	2017～2019年度において想定より下回った減価償却費分（想定－実績）を引下げ原資の算出根拠（449百万）としているため。（2017年度に織り込んでいた工場向け大型物件導管工事が企業の都合により中止になったことや、当初計画していた導管延伸による開発行為が延期となったことにより、減価償却費が想定より下回ったもの。） ※なお、保安の高度化を図るため、微少漏洩等の保安情報取得可能な超音波メーターを今年度から3年間で全戸に導入する費用（290百万）を新料金原価に織り込んでいる。
東日本ガス	9,397,726	8,317,852	1,079,874	22,980	新料金原価に以下の費用を織り込んでいるため。 1. I 減価償却費（▲663百万円）・事業者間精算費（▲74百万円）・その他固定資産除却費用等（▲343百万円）計▲1,080百万円 II メーター有効期限交換費用の低減、検針費用の低減、その他▲312百万円 2. アスファルトジュート巻中圧管の入替：投資金額2,904百万円、減価償却費＋615百万円（2021年度から4ヶ年計画のうちの原価算定期間分）。 3. お客様への保安の高度化を図るため、超音波メーターへの交換費用＋754百万円（2022年度から3ヶ年計画のうちの原価算定期間分）。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

今般の料金改定届出を踏まえた対応方針案（値下げが妥当とは言い切れない事業者への対応）

- 前頁までの確認結果を踏まえ、今般の料金値下げが妥当とは言い切れない事業者に対しては、以下を要請することとしてはどうか。（例えば、以下の表の「●」の事業者）

「2021年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況进行评估し、実績が想定と乖離している場合には、2022年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」

詳細確認 の対象		事業者名	2017～2019年度乖離率計算書			新料金	
需要	費用		想定単価 (円/㎡) (A)	実績単価 (円/㎡) (B)	乖離率 ※2	平均単価 (円/㎡) (C) ※1	料金改定率 ※3
-	-	JERA (四日市)	0.60	-0.12	-121.67%	0.23	-61.67%
-	-	由利本荘市	55.03	44.83	-18.53%	46.57	-15.37%
-	-	小千谷市	40.15	38.13	-5.04%	36.03	-10.26%
-	-	小田原ガス	44.92	38.51	-14.28%	41.3	-8.06%
-	●	北日本ガス	25.28	22.22	-12.10%	24.8	-1.90%
-	●	東日本ガス	66.36	60.56	-8.74%	65.72	-0.96%
-	-	中部電力 ミライズ※4	-	-	-	1.35	-
-	-	水島ガス	18.46	15.95	-13.60%	15.43	-16.41%
-	-	筑紫ガス	41.54	37.14	-10.59%	39.03	-6.04%
-	-	鳥栖ガス	24.79	22.39	-9.68%	22.59	-8.87%
-	-	九州ガス圧送	10.87	8.35	-23.18%	8.02	-26.22%

※1 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※2 乖離率 = (B - A) / A

※3 料金改定率 = (C - A) / A

※4 中部電力ミライズにあっては、原価算定期間終了前に料金値下げ届出を行ったため、乖離率計算書を作成していない。

本日は報告する事項

- 第8回の本会合（2021年10月13日）において、2019年度託送収支における乖離率が－5％を超過した会計年度4－3月事業者（計11社）の料金値下げ届出の内容等について確認を行った。
- 当該確認において、料金値下げ内容が妥当とは言い切れない事業者が2社確認された。これら2社については、2021年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2022年度の事業開始までに合理的な値下げをすることを要請することとされた。
- 本日は、これら2社の実績（見込み）を確認したため、その結果を報告させていただく。

(参考) 確認対象事業者の概要

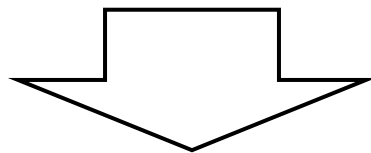
事業者名	一導／特導	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域 ※ 1	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
北日本ガス	一導	1967/9	栃木県 小山市	40,000万円	90人	小山市、下野市、 鹿沼市	38,312個	有
東日本ガス	一導	1963/4	千葉県 我孫子市	40,000万円	103人	我孫子市、柏市、 印西市、印旛郡栄 町、取手市、守谷 市、つくばみらい市	92,420個	有

※ 会社HP、2019年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成。

2021年度実績（見込み）確認における全体像

【確認内容】

- 2021年度単年での乖離率（見込み）を確認する。
- 2021年度の需要量と費用の実績（見込み）と想定を比較する。
- 2021年度の需要量と費用の実績（見込み）と想定が乖離している場合は、2022年度の事業開始までに自主的に合理的な料金値下げを行うかどうかについて確認する。



【対応案】

- 2022年度の事業開始までに自主的に料金値下げを行う事業者については、その料金値下げの内容の妥当性について、今後の法令に基づく事後評価において確認を行う※。
- 2022年度の事業開始までに自主的に料金値下げを行わない予定の事業者については、2021年度の乖離率（見込み）と、需要量と費用の実績（見込み）と想定と比較をそれぞれ確認した際に妥当ではないと判断された場合、2022年度の事業開始までに合理的な料金値下げをすることの要請を行う。

※ 今回の確認においては、全ての事業者が自主的に2022年度の事業開始までに料金値下げを行うことが確認された（後述のとおり）。

2021年度単年での乖離率について

- 各社の2021年度単年での乖離率（見込み）※¹は以下のとおりであり、乖離率が- 5 %を超過している事業者（実績見込み単価が想定単価を5 %以上下回っている事業者）は存在しない。
- 次頁以降で、需要量、費用それぞれの実績（見込み）と想定の確認結果を記載する。

※¹ 仮に2021年度期中に料金改定をする場合、その準備にあたり数か月程度の算定期間が必要であり、会計年度末付近まで実績の確定を待つと、料金改定が間に合わず、現行料金のまま翌年度の事業が開始される可能性がある。そのため、4～9月までは実績値を報告いただき、10～3月は実績見込み値を報告いただくこととした。次頁以降においても、実績値のみでの確認（4～9月）、実績見込み値を含んだ確認（4～3月）の2つに分けて記載している。

事業者名	2021年4～9月の乖離率			2021年4月～2022年3月の乖離率 （見込み）		
	想定単価 （円/m ³ ） （A）	実績単価 （円/m ³ ） （B）	乖離率 ※ ²	想定単価 （円/m ³ ） （A）	実績見込み 単価 （円/m ³ ） （B）	乖離率 見込み ※ ²
北日本ガス	24.9	25.2	1.5%	24.9	25.0	0.7%
東日本ガス	69.9	69.8	-0.1%	62.2	62.0	-0.3%

※² 乖離率 = (B - A) / A

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2021年度需要量の妥当性の確認

- 各社の2021年度の需要量について、実績（見込み）と想定と比較をしたところ、その結果は以下の表のとおり。
- このうち1社（以下の表の「●」の事業者）については、実績見込みが想定を上回っていることが確認されたため、その理由を事業者から聴取したところ、回答は次頁のとおり。

確認 対象	事業者名	需要量（千m ³ ）													
		実績値のみで比較(４～９月のみ)							実績見込み値を含む比較（４～３月）						
		(参考) 2017 年度 実績	(参考) 2018 年度 実績	(参考) 2019 年度 実績	(参考) 2020 年度 実績	2021 年度 想定	2021 年度 実績	2021 年度 実績と 想定との ずれ	(参考) 2017 年度 実績	(参考) 2018 年度 実績	(参考) 2019 年度 実績	(参考) 2020 年度 実績	2021 年度 想定	2021 年度 実績 見込	2021 年度 実績 見込と 想定との ずれ
●	北日本ガス	41,727	44,091	43,939	39,615	38,656	40,032	3.6%	90,300	92,517	91,084	84,887	81,041	82,001	1.2%
-	東日本ガス	19,149	19,067	19,948	19,845	19,483	18,929	-2.8%	46,560	45,484	45,311	46,191	45,667	45,537	-0.3%

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2021年度需要量の妥当性の確認

- 2021年度需要量の実績見込みが想定を上回っている事業者 1 社からその理由を聴取したところ、以下のとおり。

事業者 名	需要量（千m3）						
	実績値のみで比較 （4～9月のみ）			実績見込み値を含む比較 （4～3月）			実績が想定を上回る理由
	2021 年度 想定	2021 年度 実績	2021年度 実績と想定 のずれ	2021 年度 想定	2021 年度 実績 見込	2021年度 実績見込と 想定とのずれ	
北日本ガス	38,656	40,032	3.6%	81,041	82,001	1.2%	※第8回の本会合（2021年10月）資料では、新料金の想定需要は、2020年度の実績見込みと、ほぼ同量が想定されていた。 ・2社の大口需要家（アルミニウム合金・鉄鋼関係）の増加が主要因である。2社について、年間の実績見込みは4～9月実績の傾向を鑑みて伸びる見通しとした。 ・今後の見通しについては、コロナ影響・米中貿易摩擦等で先行き不透明な状況である。

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2021年度費用の妥当性の確認

- 各社の2021年度の費用について、想定と実績（見込み）の比較をしたところ、その結果は以下の表のとおり。
- このうち1社（以下の表の「●」の事業者）については、実績見込みが想定を下回っていることが確認されたため、その理由を事業者から聴取したところ、回答は次頁のとおり。

確認対象	事業者名	費用（千円）					
		実績値のみで比較(4～9月のみ)			実績見込み値を含む比較（4～3月）		
		2021 年度 想定	2021 年度 実績	2021 年度 実績と 想定 の ずれ	2021 年度 想定	2021 年度 実績 見込	2021年度 実績見込と 想定 の ずれ
-	北日本ガス	1,007,000	1,009,641	0.26%	2,014,000	2,052,288	1.90%
●	東日本ガス	1,362,057	1,321,899	-2.95%	2,840,503	2,824,266	-0.57%

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2021年度費用の妥当性の確認

- 2021年度費用の実績見込みが想定を下回っている事業者 1 社からその理由を聴取したところ、以下のとおり。

事業者名	費用（千円）						
	実績値のみで比較 (4～9月のみ)			実績見込み値を含む比較 (4～3月)			実績が想定を下回る理由
	2021 年度 想定	2021 年度 実績	2021年度 実績と想定 のずれ	2021 年度 想定	2021 年度 実績 見込	2021年度 実績見込と 想定とのずれ	
東日本ガス	1,362,057	1,321,899	-2.95%	2,840,503	2,824,266	-0.57%	※第8回の本会合（2021年10月）資料では、超音波メーターの交換に伴う費用増が想定されていた。 ・想定に比べ実績が下回った主な要因は消耗品費によるもの。具体的な内容としては以下の通り。 ➢ 超音波メーター購入をリース取引にした事（想定88百万円→実績見込17百万円） ➢ 超音波メーターへの切り替えが海外のロックダウンの影響により遅れており費用計上が遅れていること（昨年7月より超音波メーター交換を開始しており、少しずつ交換台数を増加させている）

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

今回の確認結果を踏まえた対応方針案

- 今回、2社すべてにおいて、2022年度の事業開始までに、総括原価方式により自主的に料金値下げを行うとの意向が示された。
- 料金値下げは届出制であり、2022年4月より値下げを行った料金が適用されるが、各社における値下げ後の料金の妥当性については、今後実施する法令に基づく事後評価の中で確認を行うこととしたい。

事業者名	2021年度期中の値下げ予定	原価算定方式	判断理由（事業者説明）
北日本ガス	有	総括原価方式	2021年度期中における乖離率は-5%を超過していないものの、以前の料金算定時から、費目ごとに減少する費用や増加する費用があることから、原価の洗い替えを行い総括原価方式で値下げを行う予定である。
東日本ガス	有	総括原価方式	2021年度期中における乖離率は-5%を超過していないものの、以前の料金算定時から費目ごとの原価と費用が異なってきていることや、ガスメーターのリース制度の採用等により、原価を洗い替える総括原価方式の改定を予定している。

※ 前回までは各社とも届出上限値方式で原価を算定していた。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

1. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないと
された会計年度4-3月事業者の
2021年度の期中における実績確認
(2019年度事後評価に係るもの)

2. 乖離率がー5%を超過した
会計年度1-12月事業者の
料金改定届出内容の確認
(2020年度事後評価に係るもの)

本日も報告する事項

- 2019年度託送収支の事後評価において乖離率が－5%を超過した事業者については、料金改定届出の内容等の確認を行い、その確認結果を踏まえた今後の対応についてご議論いただいたところ（会計年度1-12月事業者（計12社）、4-3月事業者（計11社））。
- 本日は、2020年度託送収支の事後評価において乖離率が－5%を超過した事業者について、今般、料金改定届出を行った2社（会計年度1-12月事業者）※の料金改定届出の内容等の確認を同様に行ったため、その結果を報告させていただく。

※ 乖離率が-5%を超過した等の事業者は、期日までに料金改定届出を行わない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長等の変更命令の対象となりうるところ、2021年12月が期日とされていた2社の確認を行った。

(参考) 確認対象事業者の概要

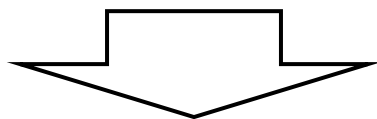
事業者名	一導／特導	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
新発田ガス	一導	1932年	新潟県新発田市	1 億円	65名	新発田市、胎内市、 聖籠(せいろ)町、 新潟市の一部、 阿賀野市の一部、 村上市の一部	38,998個	無
大垣ガス	一導	1912年	岐阜県大垣市	2億4,207万円	106名	大垣市、 神戸(ごうど)町	18,672個	無

※ 会社HP、2020年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成。

料金改定届出の妥当性確認における全体像

【確認内容】

- 新料金における需要量と費用の想定が、2018～2020年度の実績及び2021年度実績見込みを踏まえた合理的なものとなっているかを確認する。具体的には以下のとおり。
 - ①. 新料金における想定需要量が、2018～2020年度の需要量の実績や2021年度の需要量の実績見込みを考慮した数字となっているか
 - ②. 新料金における想定費用が、2018～2020年度の費用の実績や2021年度の費用の実績見込みを考慮した数字となっているか
- ※ 新料金の平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量



【対応案】

- 上記の確認の結果、今般の料金改定が妥当とは言い切れない事業者については、「2022年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2023年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」を要請する。

新料金の改定率と2020年度託送収支における乖離率

- 料金改定届出を行った2社（会計年度1－12月事業者）の2020年度託送収支における乖離率計算書の数値並びに新料金における平均単価及び料金改定率は以下のとおり。

事業者名	乖離率計算書			新料金	
	想定単価 (円/m ³) (A)	実績単価 (円/m ³) (B)	乖離率 ※2	平均単価 (円/m ³) (C) ※1	料金改定率 ※3
新発田ガス	25.20	21.38	-15.2%	17.10	-32.2%
大垣ガス	18.22	16.37	-10.2%	13.38	-26.6%

※1 平均単価＝新料金の想定費用／新料金の想定需要量

※2 乖離率＝(B－A)／A

※3 料金改定率＝(C－A)／A

①. 新料金における需要量の妥当性の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定需要量が、2018～2020年度の需要量実績や今後の需要量見込みを考慮した数字となっているかを確認した。
- 事業者から聴取した情報をもとに事務局で分析したところ、2018～2020年度実績や2021年度実績見込みが2018～2020年度想定を上回るにもかかわらず、新料金の想定需要量を2018～2020年度想定と同一にしているような事業者はおらず、各社ともおおむね妥当な想定と考えられる。

妥当性	事業者名	需要量（千m ³ ）			
		2018～2020年度の 想定3年平均	2018～2020年度の 実績3年平均	2021年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
妥当と考えられる （2社）※1	新発田ガス	122,103	117,597	123,338	123,954
	大垣ガス	65,307	69,018	81,682	93,466

※1 新料金の想定需要量が2021年度の需要量実績見込みを上回る事業者2社。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

②－ 1. 新料金における費用の妥当性の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定費用が、2018～2020年度の実績費用や今後の費用見込みを考慮した数字となっているかを確認した。
- 今回確認した2社については、いずれも総括原価方式による値下げを行っており、妥当な想定であると考えられる。

妥当性	事業者名	費用（千円）			
		2018～ 2020年度の 想定3年平均	2018～ 2020年度の 実績3年平均	2021年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
妥当と考えられる （2社）	新発田ガス	2,427,528	2,106,711	2,278,379	1,877,628
	大垣ガス	1,126,080	1,006,011	1,095,065	1,126,271

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

（参考）各社の原価算定的方式

- ガス託送料金の原価算定的方式について、乖離率が-5%を超過した事業者は、総括原価方式と届出上限値方式のいずれかを選択し、その選択した方式に沿って変更後の料金を算定することとされていた※1。
- 総括原価方式においては、原価を洗い替えるため、新料金の想定費用は、より精緻に算定され、且つ、透明性が確保されと考えられる。
- 届出上限値方式においては、料金引下げ原資が小さい場合には、新料金において、託送料金原価が適正化されない可能性がある。

※1 2021年5月に制度的措置を講じ、乖離率が-5%を超過した事業者は、託送料金の認可後に総括原価方式での値下げを行っていない場合は、総括原価方式での値下げを行わなければならないこととした。

原価算定的方式		特徴
総括原価方式	原価洗い替えを行う方式。	原価を洗い替えるため、託送料金原価はより精緻に算定され、且つ、透明性が確保されと考えられる。
届出上限値方式	原価洗い替えは行わず、経営効率化等によって生じることが見込まれる費用減の一部を、事業者が自ら設定する料金引下げ原資に充てる方式。	機動的な料金改定が可能となる一方、経営効率化等による費用減の一部を、事業者が自ら設定する料金引下げ原資とするため、当該引下げ原資が小さい場合には、新料金において、託送料金原価が適正化されない可能性がある。

今般の料金改定届出内容の確認結果（まとめ）

- 前頁までの確認結果を踏まえ、今般の料金値下げを行った事業者 2 社については、いずれも妥当な想定であると考えられる。

詳細確認 の対象		事業者名	乖離率計算書			新料金	
需要	費用		想定単価 (円/㎡) (A)	実績単価 (円/㎡) (B)	乖離率 ※2	平均単価 (円/㎡) (C) ※1	料金改定率 ※3
-	-	新発田ガス	25.20	21.38	-15.2%	17.10	-32.2%
-	-	大垣ガス	18.22	16.37	-10.2%	13.38	-26.6%

※1 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※2 乖離率 = $(B - A) / A$

※3 料金改定率 = $(C - A) / A$

(参考) ガス事業託送供給約款料金算定規則関連条文

ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第22号）

（届出上限値方式による届出託送供給約款料金原価等の算定）

第十八条 届出上限値方式により託送供給約款届出料金を算定しようとする届出事業者は、効率化成果等（届出事業者が原資算定期間における経営の効率化等によって生じることが見込まれる費用の削減額を見積もった額をいう。以下同じ。）を料金引下げ原資（原価等の引下げのための原資をいう。以下同じ。）と財務体質強化原資（届出事業者の財務体質を強化するための原資をいう。以下同じ。）に配分しなければならない。この場合において、配分の比率は当該届出事業者の経営判断に基づき任意に設定することができる。

2～3 （略）

4 第一項の届出事業者は、届出託送供給約款料金原価等として、変更前料金収入額（変更前の託送供給約款により設定されている料金により想定される料金収入をいう。以下同じ。）から託送供給約款料金引下げ原資を差し引いた額を算定し、様式第八第一表に整理しなければならない。